

伝統的工芸品・江戸硝子

当社で生産されるハンドメイド製品は、人の手で作られる工芸品の伝統を現代に受け継ぐために国や地方自治体が制定した制度に沿って作られています。

◆江戸硝子とは

江戸硝子は、江戸地域（現在の東京地方）で江戸時代から続く手づくりの伝統的工芸品です。

埴埴の中で溶けた高温のガラスを吹き竿で巻き取り、息を吹き込むなどの熟練の職人技によって自在に形を作り出す技法で、その技術は絶えることなくこの地域で引き継がれてきました。

江戸時代後半、江戸ではすでにさまざまな国産ガラス製品が作られていましたが、明治初年に品川の官営工場（品川硝子製造所）へ外国人技師を招き、西洋式ガラス製造技術が本格的に導入されます。その技術をもとに、東京はいち早く日本の近代的ガラス産業の中心地となりました。大正・昭和とその発展は著しく、優れた製品は欧米まで輸出されました。

江戸時代からの伝統と技法は職人たちの手で守り伝えられ、現在でも東京地方では、昔ながらの手作業によるガラスづくりが受け継がれ産業として営まれています。

江戸硝子は、2002年1月に東京都の伝統工芸品として東京都知事の指定を受け、2014年11月に「宙吹き」「型吹き」「押し型」の三つの製法が100年以上に渡り伝承されていることが証明され、経済産業大臣指定伝統的工芸品に認定されました。



江戸硝子 紅玻璃

◆国の伝統的工芸品（経済産業大臣指定）

国の伝統的工芸品は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）に基づき経済産業大臣が指定したもので、下記の指定条件を備えていることが必要とされます。

「伝統的工芸品」という呼称は、「特徴となる原材料や技術・技法の主要部分が今日まで継承され、その持ち味を維持しながら産業環境に適するように改良を加えたり、時代の需要に即した製品作りがされている工芸品」という意味です。

1. 主として日常生活で使われるものである。
2. 製造過程の主要部分が手作りである。
3. 伝統的技術又は技法が守られている。（100年間以上の技術又は技法の継続）
4. 伝統的に使用されてきた原材料が用いられている。
5. 一定の地域で産地が形成される。



伝統マーク
27-249

この伝統マークを使った伝統証紙が貼られている江戸硝子は、産地組合等が実施する検査に合格した経済産業大臣指定伝統的工芸品です。

◆東京都の伝統工芸品（東京都知事指定）

東京都の伝統工芸品は、下記の要件を備える工芸品について「東京都伝統工芸品産業振興協議会」の意見に基づき東京都知事が東京都伝統工芸品に指定したものです。

1. 製造工程の主要部分が手工業的である。
2. 伝統的な技術又は技法により製造されるものである。
3. 伝統的に使用されてきた原材料により製造されるものである。
4. 都内において一定の数の者がその製造を行っている。



東京都知事指定伝統工芸品

このマークを使った証紙は、東京都指定伝統工芸品に貼られています。